

# 苫小牧市国民健康保険税課税限度額の改正（案）について【概要】

## 1 改正の目的

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の法定限度額は、令和2年度から基礎課税額63万円、後期高齢者支援金等課税額19万円、介護納付金課税額が17万円の合計99万円に定められています。

苫小牧市の課税限度額は、令和3年度から基礎課税額61万円、後期高齢者支援金等課税額19万円、介護納付金課税額16万円の合計96万円であり、法定限度額より3万円低い状況となっています。

本市では、これまでも法定限度額に合わせるよう、段階的に課税限度額の引き上げを行ってきており、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、現行の課税限度額を法定限度額に引き上げます。

この課税限度額の改正は、苫小牧市国民健康保険運営協議会に諮問し、課税限度額の改正をすることが適当であるとの答申をいただきました。

## 2 改正の内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を63万円、介護納付金課税額を17万円に改正します。

課税限度額	現 行	改 正 後	引 上 額
基 礎 分	610,000円	630,000円	20,000円
支 援 分	190,000円	190,000円	改正なし
介 護 分	160,000円	170,000円	10,000円

## 3 実施日

令和4年4月1日（予定）

#### 4 限度額改正による影響世帯数

国民健康保険加入の22,314世帯（介護該当7,870世帯）のうち、限度額改正により影響がある世帯数は次のとおりです。

課税区分	限度額超過世帯数	
	現 行	改正後
基 礎 分	155世帯	141世帯
支 援 分	215世帯	215世帯
介 護 分	81世帯	68世帯

※令和3年度確定賦課時資料から算出。

#### 5 限度額超過となる収入（所得）額

3人世帯で限度額超過となる世帯収入（所得）は次のとおりです。

課税区分		現 行	改正後
基 礎 分	給与収入	約911万円	約936万円
	（所得）	（約716万円）	（約741万円）
支 援 分	給与収入	約793万円	約793万円
	（所得）	（約604万円）	（約604万円）
介 護 分	給与収入	約868万円	約911万円
	（所得）	（約671万円）	（約716万円）

※夫が給与収入、妻と子は収入なし。夫と妻が介護該当での試算。